

部会の確認及び部会における部会長、副部会長の指名等について

(1) 部会員について

推進部会	評価部会
学識委員（1名）	学識委員（1名）
公募委員（1名）	公募委員（1名）
住民団体（3名）	住民団体（3名）
事業者（2名）	事業者（3名）
計 7名	計 8名

委員区分の偏りを抑え、幅広い見地からの審議を行うため、それぞれの部会へ区分ごとに約半数の委員にお入りいただけるように定数を設定しています。

そのうえで、区分ごとに名簿上位から推進部会の委員として指名しています。

(2) 部会長、副部会長の指名について

- 部会長 1名
- 副部会長 1名

を置くこととし、各部会構成員の互選（話し合い）により選出された者を会長が指名します。

審議会との独立性や多くの委員によりご活躍いただく観点から、原則として、会長・副会長以外の者を選出することとしています。

なお、話し合いによる決定が難しい場合、事務局が用意したくじ（籤）により決定します。（欠席委員のくじは、事務局職員が引くこととします。）

また、部会長・副部会長の報酬は、一般委員の報酬です。

木津川市廃棄物減量等推進審議会部会運営内規

(趣旨)

第1条 この内規は、木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成19年木津川市条例第98号。)第9条に規定する木津川市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 審議会に推進部会及び評価部会を置く。

- 2 推進部会は、審議会から付託された木津川市市民提案型ごみ減量活動等補助金の申請案件に関する事項を審議する。
- 3 評価部会は、審議会から付託された木津川市循環型社会推進基金を活用した事業の点検、評価及び改善に関する事項を審議する。

(部会へ付託した事項の取扱い)

第3条 部会へ付託した案件は、部会の決定をもって審議会の決定とする。ただし、部会が審議会へ諮ることを決定した場合はこの限りでない。

- 2 部会の審議の結果は、部会長が審議会へ報告する。

(部会の運営等)

第4条 部会の運営については、審議会運営内規第2条から第16条及び別表を「会長」を「部会長」、「審議会」を「部会」と読み替えて準用する。

(その他)

第5条 部会の運営に関し、この内規に定めのない事項は審議会において決定する。

附 則

この内規は、令和元年5月27日から施行する。